平成２３年（フ）第４０８号
函館市山の手３丁目20番４号
債務者　近藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
岩手県九戸郡洋野町中野第11地割49番地38
債務者　粒来　政博
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第７１号
岩手県陸前高田市広田町字中沢197番地１
債務者　吉田　勇治
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１６１号
岐阜県大垣市興福地町４丁目663番地１
債務者　伊藤加代子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
群馬県太田市八幡町38番31号
債務者　瀧本　雪枝（旧姓永山）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２０４号
群馬県太田市新田木崎町525番地18
債務者　阿部　貴文
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２１７号
埼玉県和光市南１丁目30番８号
債務者　鹿本　省三
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１９号
埼玉県和光市南１丁目30番８号
債務者　鹿本　弘子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９０号
埼玉県川口市上青木西５丁目14番２号　第二光荘202号、旧住所埼玉県川口市大字赤山1169番地
債務者　福田　康行
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０４号
埼玉県さいたま市桜区栄和１丁目10番２号、旧住所東京都杉並区松庵１丁目12番11号　ローズガーデン203
債務者　青木　康雄
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１８号
埼玉県加須市下樋遣川5860番地
債務者　小倉　　実
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５０号
埼玉県鴻巣市松原１丁目17番20号
債務者　星　　朝夫
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８７号
埼玉県川口市末広１丁目17番８号　メゾンＫ103号室
債務者　早乙女孝弘
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２１号
埼玉県戸田市笹目北町13番地の11　ダイアパレス北戸田ファインアベニュー1002号室
債務者　藤田　和男
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５８号
埼玉県川口市大字木曽呂430番地の３
債務者　大山　武子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６５号
埼玉県川口市大字西立野1106番地の４
債務者　飯田　大輔
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６６号
さいたま市浦和区駒場１丁目23番６号　コーポ野村201号
債務者　横田　和夫
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係